

復興交付金の成果と残された課題

1. 復興交付金の概要
2. 復興交付金の成果
3. 復興交付金の活用状況
4. 復興交付金事業の進捗の見通し
5. 復興交付金事業の見直し
6. 復興交付金事業の執行状況
7. 残された課題と今後の取組

【参考】復興交付金の運用

主な市町村における復興交付金の活用事例



復興庁

Reconstruction Agency

1. 復興交付金の概要

- 復興交付金は、復興特区法に基づき、東日本大震災により著しい被害を受けた地域における復興地域づくりに必要な事業を一括化し、一つの事業計画の提出により、被災地方公共団体へ交付金を交付するものであり、被災地の復興を支える中核的な制度。
- 関連する事業の一括化のほか、自由度の高い効果促進事業、地方負担の手当て、基金の活用等、過去の震災への対応にはない極めて柔軟な仕組み。

基幹事業

・被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化（5省40事業→右表参照）

効果促進事業等（関連事業）

・基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業
 ・用途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応（補助率80%、基幹事業の事業費の35%が上限）

地方負担の軽減

・①及び②により地方の負担は全て国が手当て
 ① 基幹事業に係る地方負担分の50%を追加的に国庫補助
 ② 地方負担分は地方交付税の加算により全て手当て

執行の弾力化・手続の簡素化

・市町村の復興交付金事業計画全体（関連する県事業を含む）をパッケージで復興局、支所等に提出
 ・基金の設置、交付・繰越・変更等の諸手続の簡素化

文部科学省	
1	公立学校施設整備費国庫負担事業(公立小中学校等の新増築・統合)
2	学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)
3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業
4	埋蔵文化財発掘調査事業
厚生労働省	
5	医療施設耐震化事業
6	介護施設復興まちづくり整備事業(「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等)
7	保育所等の複合化・多機能化推進事業
農林水産省	
8	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等)
9	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業(被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等)
10	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業(米、大豆等の生産に必要な水利施設整備等)
11	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)
12	漁業集落防災機能強化事業(漁業集落地盤高上げ、生活基盤整備等)
13	漁港施設機能強化事業(漁港施設用地高上げ、排水対策等)
14	水産業共同利用施設復興整備事業(水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等)
15	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業
16	木質バイオマス施設等緊急整備事業
国土交通省	
17	道路事業(市街地相互の接続道路等)
18	道路事業(高台移転等に伴う道路整備(区画整理))
19	道路事業(道路の防災・震災対策等)
20	災害公営住宅整備事業等(災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得達成等)
21	災害公営住宅家賃低廉化事業
22	東日本大震災特別家賃低廉化事業
23	公営住宅等ストック総合改善事業(耐震改修、エレベーター改修)
24	住宅地区改良事業(不良住宅除却、改良住宅の建設等)
25	小規模住宅地区改良事業(不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等)
26	住宅市街地総合整備事業(住宅市街地の再生・整備)
27	優良建築物等整備事業
28	住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)
29	住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)
30	造成宅地流動崩落緊急対策事業
31	津波復興拠点整備事業
32	市街地再開発事業
33	都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)
34	都市再生区画整理事業(市街地液状化対策事業)
35	都市防災推進事業(市街地液状化対策事業)
36	都市防災推進事業(都市防災総合推進事業)
37	下水道事業
38	都市公園事業
39	防災集団移転促進事業
環境省	
40	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

※ 本資料は、復興特区法附則第2条(「法律の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」)を踏まえた検討の結果をまとめたもの。

参考：東日本大震災復興特別区域法（抄）

第77条 特定地方公共団体である市町村（以下この章において「特定市町村」という。）は単独で、又は、特定市町村と当該特定市町村の存する都道府県（次節において「特定都道府県」という。）は共同して、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業に関する計画（以下この章において「復興交付金事業計画」という。）を作成することができる。

附則第2条 政府は、この法律の施行後5年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2. 復興交付金の成果

- これまでに、97市町村及び8道県に対し、計3兆1,934億円の事業費を配分し、住まいの確保のほか、津波被災地のインフラや産業基盤の整備、被災した学校や避難施設の整備のほか、再度の液状化被害の防止など、幅広く復興地域づくりを支援。効果促進事業を活用し、復興のステージとともに変化する事業ニーズにも柔軟に対応。
- 住まいの確保を中心に復興交付金事業も進み、27年度までに復興交付金事業を終える被災地方公共団体も多い。他方、被害の大きい被災地方公共団体では、27年度までに完了しない事業も存在。
- 被災地方公共団体では、住民意向の変化等を踏まえ、適宜、事業規模の縮小等、適切に事業計画を見直して事業を進めている。
- 復興交付金の執行状況について、多くの事業は契約済であるものの、当初の計画よりも事業の実施に遅れが生じている事業もある。この要因としては、地元での合意形成に時間を要すること、用地取得の遅れ、住民意向の変化、事業間調整等が考えられる。

(復興交付金の配分額)

- 23年度第3次補正予算から27年度予算までで、事業費3兆9,530億円(国費3兆1,818億円)を計上。
- 23年度から26年度までに11回の配分を行い、事業費3兆1,934億円(国費2兆5,648億円)を配分。
 - ・基幹事業…事業費2兆8,106億円(国費2兆2,592億円)
 - ・効果促進事業…事業費3,827億円(国費3,056億円) ※効果促進事業の基幹事業に対する割合…13.6%

	計		基幹事業		効果促進事業	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
岩手県	8,156	6,588	6,917	5,602	1,238	985
宮城県	18,618	15,028	16,600	13,415	2,017	1,613
福島県	4,024	3,201	3,518	2,796	506	404
その他	1,137	831	1,071	778	66	53
合計	31,934	25,648	28,106	22,592	3,827	3,056

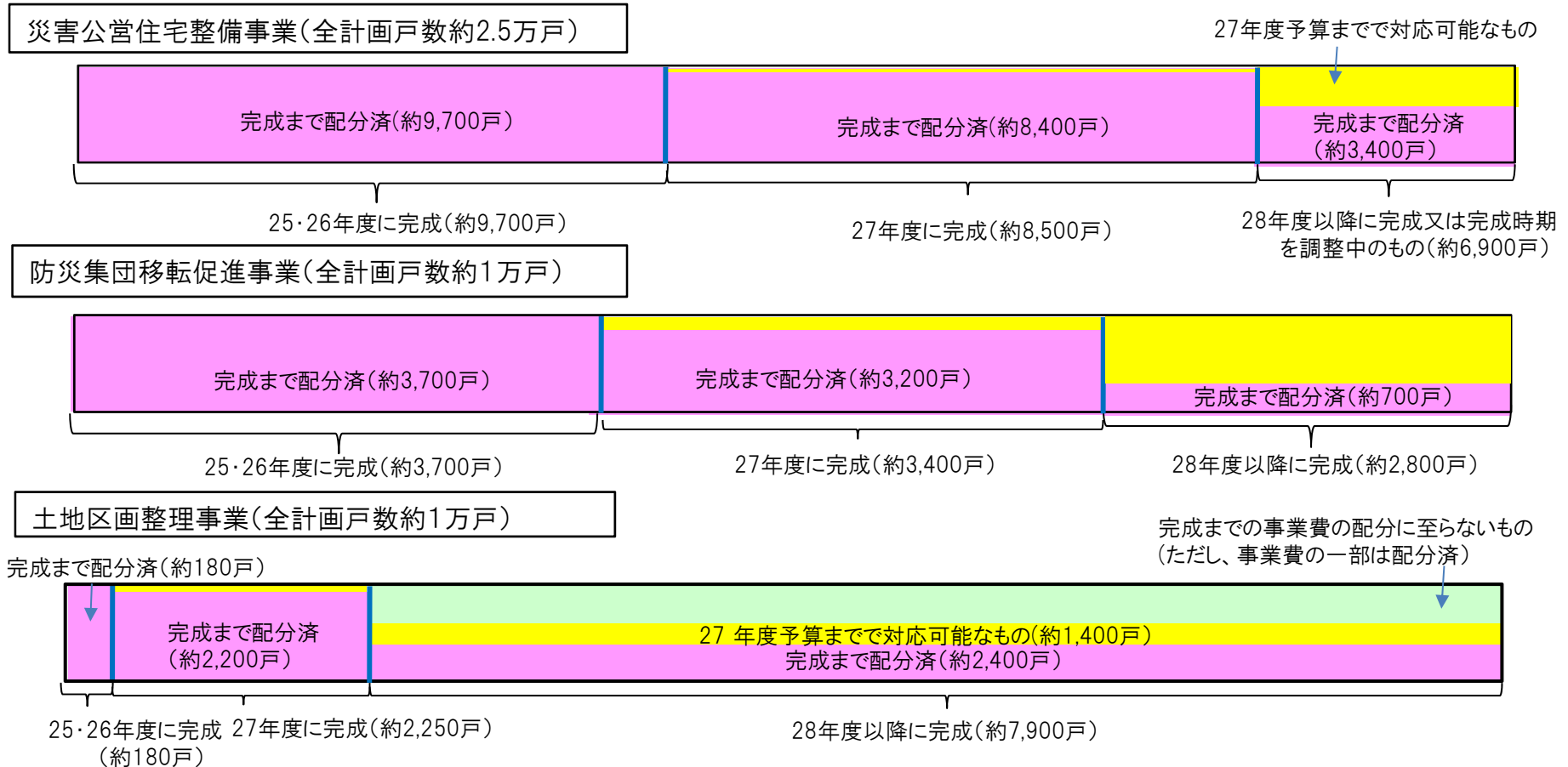
(単位: 億円)

(復興交付金の配分状況)

- 復興交付金は、被災地方公共団体が27年度までに必要となる資金需要に確実に対応。
- 例えば、住まいの確保に関する事業について、27年度までに完成する戸数のほぼ全ての完成までの事業費を配分済み。また、27年度予算までで、公営住宅と集団移転先団地の計画戸数の全てに対応できる見込み。

○住まいの確保に関する事業への対応状況(26年度末時点)
■ 完成までの事業費を配分済みのもの
 ■ 27年度予算までで対応可能なもの(試算値)
 ■ 完成までの事業費の配分に至らないもの(ただし、事業費の一部は配分済)

※戸数等は「住まいの復興工程表」(27年2月復興庁発表時)に基づくもの。



3. 復興交付金の活用状況

- 基幹事業は、復興地域づくりに必要となる事業を一括化して実施。これまで、住まいの確保に関する事業を中心に、道路事業、水産・漁港関連事業、下水道事業、農地整備事業等に多く配分。
- 効果促進事業は、基幹事業に関連し、被災地方公共団体が自主的かつ主体的に実施するもの。復興地域づくりの構想から防集跡地の利活用まで、復興のステージに応じた多様なニーズに対応。

基幹事業の活用事例

住まいの確保

- ・災害公営住宅整備事業(58市町村、6,818億円)
- ・防災集団移転促進事業(28市町村、5,578億円)
- ・都市再生区画整理事業(21市町村、2,722億円)

生業の再建

- ・水産・漁港関連施設整備事業(34市町村、2407億円)
- ・農地整備、農業用施設等整備事業(35市町村、1,530億円)

都市機能の形成

- ・津波復興拠点整備事業(17市町、981億円)
- ・道路事業(50市町村、3,910億円)
- ・下水道事業(27市町村、1,561億円)
- ・都市公園事業(21市町村、546億円)
- ・市街地液状化対策事業(12市、525億円) 等

教育環境の整備等

- ・公立学校等の施設整備・環境改善事業(21市町村、77億円)
- ・その他、保育所の整備、下水道区域外の浄化槽の設置等を実施

※金額は事業費

(新市街地の造成(石巻市))



(災害公営住宅(相馬市))



(水産物加工処理施設 (宮古市))



(イチゴ団地(亶理町))



(防災公園(岩沼市))



効果促進事業の活用事例

復興地域づくりの構想

- ・復興地域づくりに向けた市民や専門家等による協議会の開催

新たな市街地形成等の促進

- ・住民合意形成や権利調整のための説明会、専門家の活用
- ・盛土材確保のためのストックヤードの整備

地域のニーズに合わせたまちづくりの推進

- ・津波避難監視カメラ、防災備蓄倉庫等の防災安全施設の整備
- ・震災復興祈念公園の整備
- ・震災遺構の保存

産業、観光業等のなりわい・にぎわいの再生

- ・防集跡地を含む進出見込みのある企業用地の整備
- ・観光案内や交流機能を備えた観光交流拠点の整備
- ・砂浜の再生、砂浜後背地の整地や低廉な広場・駐車場等の整備
- ・農水産品のブランド化のための新商品の開発や販路開拓
- ・観光資源の発掘・活用のための調査、観光戦略の策定

新たな生活の立ち上げ支援

- ・被災者の住宅再建に係る工事従事者への仮設宿泊施設の整備
- ・災害公営住宅の居住者と地域住民との交流スペースの整備



4. 復興交付金事業の進捗の見通し

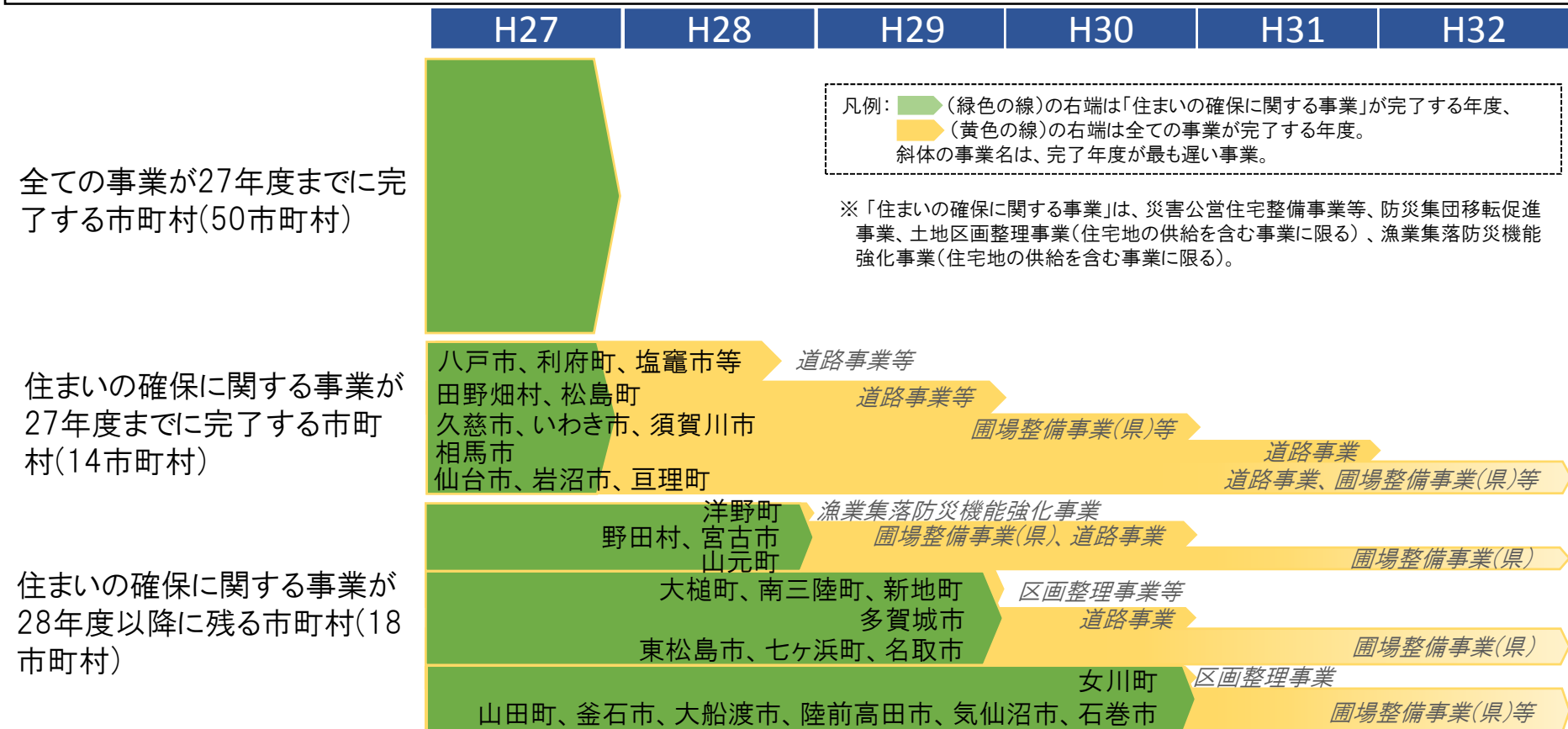
○ 27年2月末時点において、復興交付金事業を行う85市町村※¹のうち、少なくとも住まいの確保に関する事業が27年度までに全て完了予定としている市町村は64※²。

うち、27年度までに計画中の事業が全て完了予定の市町村:50
27年度までに計画中の住まいの確保に関する事業が全て完了予定の市町村:14

○ その他18市町村でも、概ね30年度までに住まいの確保に関する事業が完了する見込み。

※¹:原子力災害に伴い避難指示等が出された12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)を除く。

※²:計画は被災自治体において適宜見直されており、事業の追加等により、完了時期の変動があり得る。



凡例: (緑色の線の右端は「住まいの確保に関する事業」が完了する年度、
(黄色の線の右端は全ての事業が完了する年度。
斜体の事業名は、完了年度が最も遅い事業。

※「住まいの確保に関する事業」は、災害公営住宅整備事業等、防災集団移転促進事業、土地区画整理事業(住宅地の供給を含む事業に限る)、漁業集落防災機能強化事業(住宅地の供給を含む事業に限る)。

※ 事業の完了時期は、復興交付金事業計画(27年2月時点。災害公営住宅家賃低廉化事業、東日本大震災特別家賃低減事業、効果促進事業を除く。)の全体事業期間に基づく。今後、計画の変更により、変動があり得る。上記のほか、液状化対策事業の調査・設計中で完了時期を精査中の3市がある(稲敷市、久喜市、千葉市)。
※ 防災集団移転促進事業の場合、住宅地の造成が完了した後も、移転者の住宅建設等に対する補助等が続く場合がある。

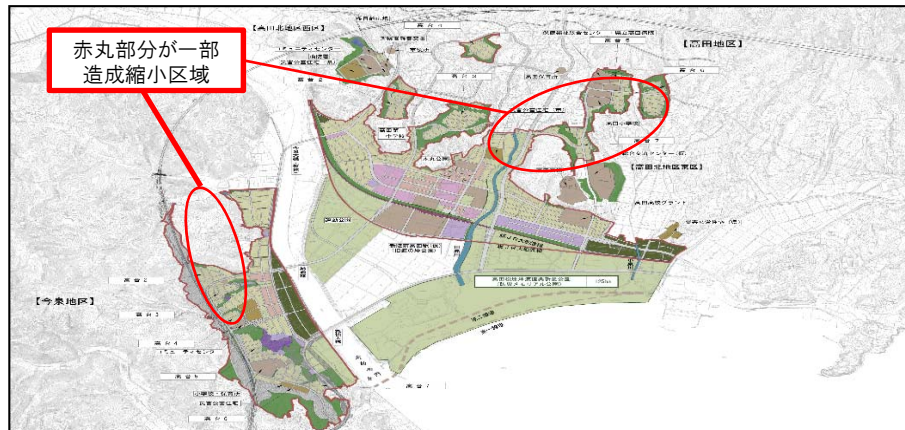
5. 復興交付金事業の見直し

- 復興交付金により整備したインフラは、地域の財産として、被災地方公共団体が維持・管理。
- 住民意向の変化や人口減少等を踏まえ、適時適切な事業内容となるよう、復興庁も助言し、被災地方公共団体において事業計画の見直しを実施。

- 高台移転等により新たな住宅団地を整備する場合には、住民意向の変化を踏まえ、事業規模の縮小にも対応。
※ 高台移転の計画戸数は約2万8千戸(24年12月末時点)から約2万1千戸(26年12月末時点)に縮小。

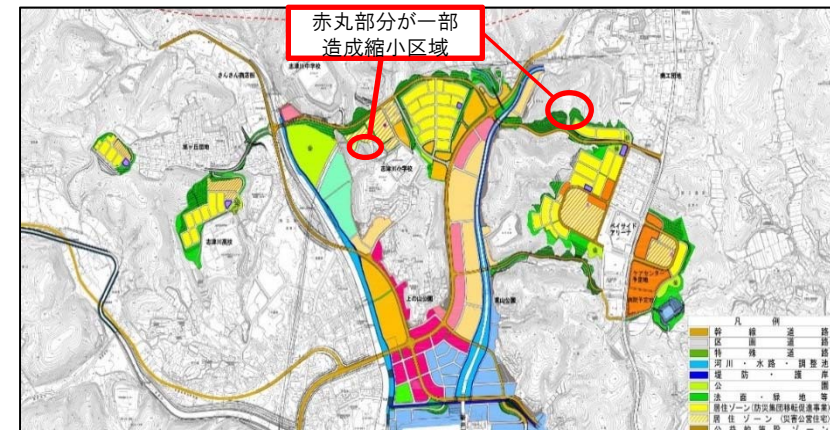
陸前高田市(中心部)

- 陸前高田市では、津波で被災した中心市街地で、高台移転や盛土造成による新たな市街地を整備。
- 当初計画策定後、住民意向の変化等を踏まえ、段階的に計画を見直し
(高台住宅地造成戸数:1,047戸(見直し前)⇒984戸(26年1月時点)⇒659戸(27年1月時点))。



南三陸町(志津川地区)

- 南三陸町では、津波で被災した志津川地区で、高台移転による新たな市街地を整備し、住宅や公共・公益施設を配置。
- 当初計画策定後、住民意向の変化等を踏まえ、段階的に計画を見直し。
(高台住宅地造成戸数:1,182戸(見直し前)⇒1,116戸(25年12月時点)⇒853戸(26年12月時点))



- 施設整備の場合も、必要性、市町村の人口動態や施設の利用者数、維持管理費等を考慮し、適切な規模を検討。
- 女川町
 - ・地域交流センターについて、旧公民館の面積を参考に、人口減少を加味し、旧公民館の約73%の規模(1,103m²)で整備。
- 岩沼市
 - ・防集移転団地のコミュニティセンターについて、利用人数等を勘案し、被災した集会所の総計面積の約74%の規模(850m²)で整備。

6. 復興交付金事業の執行状況

- 復興交付金の執行については、
 - ① 国から被災地方公共団体に配分する、国による執行という段階と、
 - ② 被災地方公共団体が施工業者等と契約して支出する、現場での執行という段階の2段階に分かれる。
- 復興交付金は、被災地方公共団体が、限られたマンパワーで膨大な復興事業を執行することに鑑み、繰越手続が不要で状況に応じた機動的な事業執行が可能な基金方式を採用。国は先々の年度において必要な事業費を予め配分し、被災地方公共団体は基金に積み立てたうえで弾力的に執行しており、国による執行状況と現場での執行状況は必ずしも一致しない。
- 26年度の国による執行状況は、65%と前年度よりも15%以上上昇。25年度末の現場での執行状況は、前年度に比べ契約が3倍に増加し、68%と前年度よりも15%上昇。

① 国による執行状況

(億円)

	予算現額	配分額	執行率
23・24年度	18,480	15,701	85%
25年度	9,306	4,502	48%
26年度	8,441	5,445	65%
27年度	6,168	—	—

※金額は国費

② 現場での執行状況

(億円)

(年度末累計)	配分額	当該年度までの想定執行額	契約額	執行率
24年度末	15,701	5,809	3,066	53%
25年度末	20,203	13,698	9,271	68%
26年度末	25,648	20,453	(調査中)	
27年度末	—	—	—	—

※契約額は平成26年6月末時点での被災地方公共団体からの報告によるものであり、その後修正等がありえる。



7. 残された課題と今後の取組

1. 既に交付された復興交付金の執行

- 既に交付された復興交付金については、現場での契約が進んでいるものの、未だ相当額が基金に積み立てられており、引き続き、事業の進捗を促進することが必要。また、今後、復興交付金事業計画が終了した被災地方公共団体について基金残額の返還を進めるとともに、計画の終了前でも、事業の完了等により必要のなくなった金額の返還を進めることが必要。

2. 今後の復興交付金の在り方

- 基幹事業については、土地区画整理事業など事業の性質上事業期間が長期にわたるものや、止むを得ない理由により28年度以降も事業を継続して実施するものが存在（他方、避難指示等の出た福島県の12市町村を除き、主要な事業には概ね着手済）。
- 効果促進事業については、小規模な事業が多く、28年度以降の事業を具体的に見込むことは難しい。ただし、必ずしも全ての事業で基幹事業の上限35%まで活用されとはかぎらないものの、今後、基幹事業の完了等を見据え、ある程度のニーズはあるものと考えられ、一定の所要額を確保する必要がある。
- こうしたことから、28年度以降も復興交付金は引き続き措置し、活用を図る。特に、効果促進事業については、一括配分について、一事業当たり事業費の上限を撤廃し、配分額の上限を引き上げる。また、実施可能な事業メニューのパッケージ化と担当者の設置により活用を促進する。
- 特に、地震・津波被災地域は、一刻も早い被災住民の住まいの確保等に向け、28年度以降に残る事業も可能な限り前倒して完了することを目指す（多くの市町村で30年度までには土地区画整理事業の完了を計画しており、甚大な被害の出た市町村においても、この時期までに復興交付金事業の概ねの完了を図る）。

3. 事業の点検・見直しの継続

- 被災地の状況は時間とともに変化しており、復興交付金事業についても、当初の計画にとらわれず、適時適切な事業内容となるよう、引き続き、点検と見直しを行うことが必要。
- 引き続き、復興のために真に必要となる事業への絞り込みを行うことが必要。

4. 事業の成果の説明責任

- 事業主体である被災地方公共団体においても、積極的に事業成果をチェック・公表し、国民に明らかにすることが求められる。

(参考)復興交付金の運用

- 復興交付金は、被災地の要望を踏まえ、制度の見直しを随時実施。
(申請書類の削減、交付決定前着手の創設、効果促進事業一括配分の創設や使い勝手の向上等)

効果促進事業の一括配分

- 第2回配分(24年5月25日)にあわせ、効果促進事業の一括配分を創設。
- 復興まちづくりの根幹をなす事業(※)には、幅広い関連事業が存在。交付手続の簡素化及び機動的な事業の実施のため、県及び市町村に、効果促進事業等の予算の一定割合(基幹事業の配分額の20%)を予め先渡し。
- 県及び市町村は、用途内訳書の提出により、個別の事業ごとに交付申請・交付決定を経ず、自治体の判断による迅速な事業実施が可能。
(※)漁業集落防災機能強化事業、災害公営住宅整備事業、津波復興拠点整備事業、市街地再開発事業、都市再生区画整理事業、防災集団移転促進事業

復興交付金の運用の柔軟化

- 第5回配分(25年3月8日)にあわせ、復興のステージの高まりに応じた復興交付金の運用の柔軟化を実施。
 - ① 基幹事業及び効果促進事業等の採択対象の拡大
 - ② 効果促進事業等の使い勝手の向上
(例)効果促進事業等の予算額の一定割合を先渡しする一括配分に関し、用途の限定を廃止し、県の一括配分を創設。

復興交付金の活用促進の方針

- 第10回配分(26年11月25日)にあわせ、災害公営住宅への入居や高台団地の引き渡しの段階へ移行しつつある状況を踏まえ、復興交付金の活用により、今後の復興の仕上げを見据えた被災地の取組を弾力的に支援する方針を公表。
 - 1 住宅供給の本格化に伴う新たな生活の立ち上げへの機動的な支援
 - ・効果促進事業一括配分の対象となる基幹事業に災害公営住宅整備事業を追加
 - ・効果促進事業一括配分の対象となる事業費の上限の引上げ(1億円⇒3億円)
 - 2 市町村による追悼・祈念施設整備への対応
 - ・市町村による地域の住民のためのいわゆる追悼・祈念施設の整備について、復興まちづくりを行う復興交付金で支援。
 - ・この際、規模・施設内容、公有地(防集移転元地等)の活用等、適切な計画であることを確認。
 - 3 防集移転元地を活かした地域資源活用型復興の推進
 - ・中心市街地等にとどまらず、各地の防集移転元地による地域資源を活用した意欲的な取組を効果促進事業等により支援し、地域のなりわい・にぎわいの再生を推進。
 - ・この際、地域の復興に資する度合い、移転元地の利用見込み、持続可能性、費用との兼ね合い等、適切な計画であることを確認。



(参考)主な市町村における復興交付金の活用事例

①岩手県

陸前高田市(配分額:事業費1,858億円)

- 土地区画整理事業(2地区:503億円)
- 防災集団移転促進事業(366億円)
- 災害公営住宅の整備(259億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(21事業、131億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、155億円)
- 水産加工団地等における民間の水産加工場の整備(55億円)
- 圃場整備事業(2地区、40億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 土砂仮置き場整備事業(9.1億円)
- 災害公営住宅の下層階への生活利便施設の整備(1.5億円)
- 自治会館の整備(0.8億円)等

釜石市(配分額:事業費1,545億円)

- 災害公営住宅の整備(405億円)
- 土地区画整理事業(4地区、248億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、125億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(15事業、95億円)
- 水産加工団地及び民間水産加工場の整備(71億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 復興拠点における駐車場の整備(6億円)
- 仮設警察署・免許センターの駐車場の整備(2億円)
- 障がい者就労支援施設用地整備(0.7億円)
- 鶴住居地区の復興広場整備(0.6億円)
- 市営墓地の整備(0.2億円)等

山田町(配分額:事業費1,182億円)

- 防災集団移転促進事業(350億円)
- 災害公営住宅の整備(174億円)
- 土地区画整理事業(4地区、126億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(19事業、112億円)
- 漁業集落防災機能強化事業(2地区、94億円)
- 津波復興拠点整備事業(64億円)
- 民間の水産加工場の整備(29億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 水産加工施設再建に伴う設備導入支援(4億円)
- ボランティア等向けの簡易宿泊施設(トレーラーハウス)整備(0.3億円)
- 流出した砂浜再生に向けた調査(0.1億円)等

大槌町(配分額:事業費1,029億円)

- 防災集団移転促進事業(263億円)
- 災害公営住宅の整備(250億円)
- 水産加工団地及び民間水産加工場の整備(78億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(12事業、48億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 町所有のさけますふ化場等の整備(7億円)
- 災害公営住宅のピロティ部分を駐車場等に整備(0.5億円)
- 中学校仮設運動場の整備(0.2億円)
- 震災遺構の保存調査(9百万円)等

宮古市(配分額:事業費943億円)

- 災害公営住宅の整備(212億円)
- 防災集団移転促進事業(170億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(16事業、108億円)
- 土地区画整理事業(2地区、96億円)
- 民間の水産加工場の整備、水産物卸売市場の整備(96億円)
- 浸水対策事業(排水ポンプ場の整備)(46億円)
- 漁業集落防災機能強化事業(10地区、34億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、20億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 津波遺構保存整備事業(たろう観光ホテル保存)(2億円)
- 地盤沈下地域の内水排除のための地盤嵩上げ(2億円)
- キャンプ場の復旧整備(5百万円)等

大船渡市(配分額:事業費886億円)

- 災害公営住宅の整備(223億円)
- 防災集団移転促進事業(175億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(26事業、130億円)
- 民間の水産加工場整備、製氷施設整備、船揚場の嵩上げ(90億円)
- 土地区画整理事業(55億円)
- 津波復興拠点整備事業(43億円)
- 学校施設関連(公立学校の新增築・統合、保育園の多機能化等、27億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 地盤沈下地域の内水排除のための地盤嵩上げ(4億円)
- 菌床しいたけ生産施設等の整備(2億円)
- 魚市場共用施設(トイレ、シャワー室等)の整備(0.3億円)等



(参考)主な市町村における復興交付金の活用事例

②宮城県

石巻市(配分額:事業費4,196億円)

- 災害公営住宅の整備(1,200億円)
- 防災集団移転促進事業(806億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(47事業、683億円)
- 下水道事業(29事業、399億円)
- 土地区画整理事業(195億円)
- 水産加工団地における民間の水産加工場の整備、水産物卸売市場の整備(188億円)
- 漁業集落防災機能強化事業(24地区、37億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 津波被災企業等のための企業用地の整備(24億円)
- 歴史的建造物の交流施設としての活用(1.7億円)
- 不登校の児童生徒を対象とした適応指導教室の復旧(0.9億円)等

気仙沼市(配分額:事業費2,984億円)

- 災害公営住宅の整備(710億円)
- 防災集団移転促進事業(575億円)
- 水産加工団地における民間の水産加工場整備(378億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(42事業、367億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 地盤沈下地域の内水排除のための嵩上げ(25億円)
- 造船関係施設の集約のための用地の整備(15億円)
- 水産試験場の復旧整備(11億円)
- 復興市民広場の整備(2.5億円)
- 震災遺構の保存調査(0.5億円)等

仙台市(配分額:事業費2,196億円)

- 災害公営住宅の整備(802億円)
- 防災集団移転促進事業(554億円)
- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(309億円)
- 地盤沈下地域の内水排除の為に下水道(103億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(4事業、67億円)
- 農業用施設・機械の整備事業(24億円)
- 圃場整備(16億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 滑動崩落に起因する土地境界調整への専門家派遣(0.3億円)等

東松島市(配分額:事業費1,676億円)

- 復興まちづくりと一体となった道路整備(11事業、340億円)
- 防災集団移転促進事業(317億円)
- 土地区画整理事業(232億円)
- 災害公営住宅の整備(203億円)
- 農地の圃場整備や農業用施設等の整備(92億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 防集跡地における企業用地整備(9億円)
- 震災遺構保存活用可能性調査(0.2億円)
- 排水機場整備完了までの間のポンプ車等借上げ支援(0.2億円)等

女川町(配分額:事業費1,285億円)

- 土地区画整理事業(324億円)
- 防災集団移転促進事業(224億円)
- 災害公営住宅の整備(160億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(13事業、158億円)
- 水産加工団地における排水処理施設、水産物卸売市場及び民間の水産加工場の整備(151億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 区画整理事業予定地の既設構造物除却、撤去(12億円)等

南三陸町(配分額:事業費1,195億円)

- 防災集団移転促進事業(364億円)
- 災害公営住宅の整備(213億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(18事業、147億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、93億円)
- 水産物卸売市場及び民間の水産加工場等の整備(79億円)
- 土地区画整理事業(26億円)
- 袖浜地区の公園、砂浜(海水浴場)等の復旧整備(18億円)
- 漁業集落防災機能強化事業(23地区、8億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- シロサケふ化場整備(7億円)
- 漁港施設用地の嵩上げ(15漁港、3億円)
- 震災復興祈念公園の整備(0.6億円)等

岩沼市(配分額:事業費866億円)

- 排水路・排水機整備事業(3地区、222億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(9事業、174億円)
- 防災集団移転促進事業(157億円)
- 圃場整備(2地区、100億円)
- 災害公営住宅の整備(52億円)
- 防災緑地などの都市公園整備事業(8地区、43億円)
- 農業用施設・機械の整備事業(42億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 道路整備促進(工事監督支援)(1.3億円)等

山元町(配分額:事業費846億円)

- 復興まちづくりと一体となった道路整備(7事業、159億円)
- 災害公営住宅の整備(149億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、113億円)
- 防災集団移転促進事業(108億円)
- 圃場整備(106億円)
- いちご栽培用ハウス、関連機械の再建整備(77億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 子育て拠点関連施設の再建整備(0.6億円)
- 中浜小学校の遺構としての保存に向けた調査(0.1億円)等

亘理町(配分額:事業費782億円)

- 圃場整備(173億円)
- 災害公営住宅の整備(148億円)
- いちご栽培用ハウス、関連機械の再建整備(114億円)
- 防災集団移転促進事業(103億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(8事業、75億円)
- 農業用施設・機械の整備事業(19億円)
- 民間の水産加工場の整備(15億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- いちご選果場整備(10億円)
- 漁具倉庫の整備(2億円)
- 防集跡地における企業用地整備(0.3億円)等

(参考)主な市町村における復興交付金の活用事例

③福島県

いわき市(配分額:事業費1,653億円)

- 災害公営住宅の整備(498億円)
- 土地区画整理事業(259億円)
- 津波防災緑地等の都市公園事業(7地区、219億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(20事業、164億円)
- 水産物卸売市場等の整備(66億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 水産調査船「いわき丸」の建造(13億円)
- 被災した集会所の整備(9か所、3億円)
- いちごのブランド化促進(施設整備、販路拡大等)(0.7億円) 等

南相馬市(配分額:事業費590億円)

- 防災集団移転促進事業(194億円)
- 圃場整備(103億円)
- 災害公営住宅の整備(102億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(5事業、46億円)
- 被災した園芸施設等の整備(25億円)
- 被災した漁港施設の整備(10億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 復興作業用住居の建設補助(3億円)
- 埋蔵文化財収蔵庫整備(1.4億円) 等

相馬市(配分額:事業費699億円)

- 防災集団移転促進事業(179億円)
- 災害公営住宅の整備(87億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(28事業、74億円)
- 津波防災緑地の整備(1地区、68億円)
- 共同利用の水産加工施設等の再建整備(57億円)
- 水産種苗研究・生産施設の再建整備(7億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 地盤沈下地区の内水排除のための嵩上げ(8億円) 等

新地町(配分額:事業費492億円)

- 復興まちづくりと一体となった道路整備(7事業、114億円)
- 防災集団移転促進事業(94億円)
- 津波防災緑地の整備(2地区、76億円)
- 土地区画整理事業(1地区、51億円)
- 津波復興拠点整備事業(1地区、46億円)
- 災害公営住宅の整備(35億円)
- 農業用施設・機械の整備事業(2億円) 等

※ その他の市町村においても、地域の実情に応じ、以下のような用途にも復興交付金を活用

須賀川市(配分額:事業費137億円)

- 市街地再開発事業(61億円)
- 災害公営住宅の整備(31億円)
- 地震により決壊した藤沼ダム周辺の被災した地域交流拠点の再建(5億円)

広野町(配分額:事業費102億円)

- 復興まちづくりと一体となった道路整備(10事業、48億円)
- 津波防災緑地の整備(35億円)
- 災害公営住宅の整備(13億円)

浪江町(配分額:事業費70億円)

- 防災集団移転促進事業(51億円)
- 津波により流失した共同墓地の移転整備(2億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(3事業、1億円)

楢葉町(配分額:事業費48億円)

- 防災集団移転促進事業(18億円)
- 災害公営住宅の整備(18億円)
- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(2億円)

富岡町(配分額:事業費14億円)

- 津波で被災した駅前の土地区画整理事業(10億円)

飯舘村(配分額:事業費10億円)

- 原発事故からの避難先での営農再開のための農業施設の整備(5億円)
- 災害公営住宅の整備(2億円)

川内村(配分額:事業費5億円)

- 野菜工場の復興整備(3億円)
- 被災した地域間交流施設の修復(2億円)

川俣町(配分額:事業費0.9億円)

- 原発事故により使用できない鶏飼育施設の代替施設の整備(0.6億円)



(参考)主な市町村における復興交付金の活用事例

④茨城県

潮来市(配分額:事業費203億円)

- 市街地の液状化対策(日の出地区)(197億円)

北茨城市(配分額:事業費98億円)

- 災害公営住宅の整備(35億円)
- 水産物市場、製氷・貯氷施設の整備(30億円)
- 防災集団移転促進事業(7億円)

神栖市(配分額:事業費92億円)

- 市街地の液状化対策(88億円)
- 防災拠点の整備(4億円)

大洗町(配分額:事業費53億円)

- 津波被災区域から高台への避難路等の整備(35億円)
- 魚市場荷捌き所、水産物加工処理施設等の整備(8億円)
- 一時避難所の整備(3億円)

東海村(配分額:事業費33億円)

- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(33億円)

⑤青森県

八戸市(配分額:事業費54億円)

- 津波被災区域から高台への避難路等の整備(26億円)
- 災害公営住宅の整備(15億円)
- 公民館整備(6億円)
- 津波避難施設、津波避難タワーの建設(3億円)

三沢市(配分額:事業費5億円)

- 漁民研修施設等の復興整備(4億円)
- 津波避難監視カメラの整備(0.4億円)
- 津波避難計画等策定(0.3億円)

⑥千葉県

浦安市(配分額:事業費335億円)

- 幹線道路の液状化対策(44億円)
- 市街地の液状化対策(269億円)

旭市(配分額:事業費37億円)

- 津波で被災した中学校の内陸への移転・改築(19.5億円)
- 津波避難タワーの建設、避難誘導看板の設置等(3億円)
- 避難道路の整備(7億円)

⑦北海道、栃木県、埼玉県、新潟県、長野県

北海道 広尾町(配分額:事業費1億円)

- 漁業集落における避難階段の整備(0.7億円)

栃木県 矢板市(配分額:事業費9億円)

- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(7億円)

埼玉県 久喜市(配分額:事業費5億円)

- 市街地の液状化対策(5億円)

新潟県 十日町市(配分額:事業費1.2億円)

- 災害公営住宅の整備(0.9億円)

長野県 栄村(配分額:事業費24億円)

- 災害公営住宅の整備(7億円)
- 被災した農家の乾燥調製機、農業機器の整備(4億円)
- 農用地の基盤改良等(3億円)
- 避難道路の整備(6億円)